

漁業近代化資金制度の変遷

		昭和44	46	47	49
借受資格者	漁業者個人				
	漁業生産組合				
	漁業法人	漁業法人 (300人と、1000トン以上)			漁業法人 (300人、3000トン以上)
	水産加工業(個人)				
	水産加工業(法人)	水産加工業法人 (40人以下)			水産加工業法人 (100人以下)
	漁業協同組合				
	漁業協同組合連合会				
	水産加工協				
	水産加工連				
融資機関	漁業協同組合				
	漁業協同組合連合会				
	水産加工協				
	水産加工連				
	農林中央金庫				
資金種類	1号 漁業資金	(70トン未満) (大臣が指定した場合はその総トン数)			
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金			養殖池、畜養池施設と一体的に融資する種苗の取得の追加	「施設と一体的に」を削除
	3号 漁場改良造成器具等資金				
	4号 漁具等資金			養殖いかだ、養殖施設と一体的に融資する種苗の取得の追加	「施設と一体的に」を削除
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金			ガス供給施設の追加	S49より5号 種苗の購入・育成資金の新設(5号資金に)ぶりの19種を指定
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金		水産物処理加工公害防止施設資金の指定	漁場改良造成施設と一体的に融資する増養殖種苗の取得の追加	S49より漁村環境整備施設資金が6号
	S49より7号 大臣特認資金				S49より大臣特認資金が7号 「施設と一体的に」を削除
貸付限度額	漁協等	100百万円			漁協等 100百万円→300百万円に変更
	20トン以上漁船資金借受者	40百万円			20トン以上漁船資金借受者 40百万円→120百万円に変更
	20トン未満漁船資金借受者	10百万円			養殖業法人 (一般に60百万円)
	養殖業個人	5百万円			20トン未満漁船資金借受者、生産組合、漁業法人、水産加工業者、養殖業個人 30百万円
	その他の漁業者	2百万円 (大臣が承認した場合はその承認額)			その他の漁業者 6百万円 (大臣が承認した場合はその承認額)
償還期限	1号 漁船資金	漁船 12年(木船 6年) 機器 5年			
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金	漁業者 12年 漁協等 15年			
	3号 漁場改良造成器具等資金	漁業者 7年 漁協等 10年			
	4号 漁具等資金	5年			
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金	診療施設 20年 その他の施設 15年			S49より種苗の購入・育成資金が5号 2年
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金	漁業者 12年 漁協等 15年	水産物処理加工公害防止施設資金 漁業者 12年 漁協等 15年		S49より漁村環境整備施設資金が6号
	S49より7号 大臣特認資金				S49より大臣特認資金が7号
据置期間	1号 漁船資金	2年			
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金	3年			
	3号 漁場改良造成器具等資金	2年			
	4号 漁具等資金	2年			
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金	3年			S49より種苗の購入・育成資金が5号 5年
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金	漁業者 2年 漁協等 3年	水産物処理加工公害防止施設資金 漁業者 2年 漁業等 3年		S49より漁村環境整備施設資金が6号
	S49より7号 大臣特認資金				S49より大臣特認資金が7号

漁業近代化資金制度の変遷

	54	55~58	59	60	61	
借受資格者	漁業者個人					
	漁業生産組合					
	漁業法人					
	水産加工業（個人）					
	水産加工業（法人）					
	漁業協同組合					
	漁業協同組合連合会					
	水産加工協					
	水産加工連					
融資機関	漁業協同組合					
	漁業協同組合連合会					
	水産加工協					
	水産加工連					
	農林中央金庫					
資金種類	1号 漁業資金			漁船資金（110トン未満） （大臣が指定した場合はそのトン数）		
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金					
	3号 漁場改良造成器具等資金				生産・経営管理情報処理用器具の追加	
	4号 漁具等資金					
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金	ひおうぎがいの追加	テラピア、ふぐ、車えび、ひらめの追加	下水施設、地域休養施設等の追加	有線放送施設及び有線放送電話施設 →漁村情報処理・通信施設	
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金					
	S49より7号 大臣特認資金	①特定の漁家住宅資金の指定 ②初度的経営資金の指定				
貸付限度額	漁協等	特定の漁家住宅資金 6百万円			漁協等 300百万円→600百万円に変更	特定の漁家住宅資金 12百万円
	20トン以上漁船資金借受者	初度的経営資金 15百万円			20トン以上漁船資金借受者 120百万円→240百万円に変更	
	20トン未満漁船資金借受者				養殖漁業法人 （一般に120百万円）	
	養殖業個人				20トン未満漁船資金借受者、生産組合、漁業法人、水産加工業者、養殖業個人 60百万円	
	その他の漁業者				その他漁業者 12百万円 （大臣が承認した場合はその承認額）	
償還期限	1号 漁船資金			漁船 15年（木船 9年） 機器 5年		
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金				漁船漁具保管修理施設等資金 漁業者 15年 漁協等 18年	
	3号 漁場改良造成器具等資金					
	4号 漁具等資金					
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金					
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金					
	S49より7号 大臣特認資金	特定の漁家住宅資金 15年 初度的経営資金 5年				
据置期間	1号 漁船資金			漁船（木船、機器 2年）		
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金					
	3号 漁場改良造成器具等資金					
	4号 漁具等資金					
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金					
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金					
	S49より7号 大臣特認資金	特定の漁家住宅資金 3年 初度的経営資金 2年				

漁業近代化資金制度の変遷

	63	元年	2	3
借受資格者	漁業者個人			
	漁業生産組合			
	漁業法人			
	水産加工業（個人）			
	水産加工業（法人）			
	漁業協同組合			
	漁業協同組合連合会			
	水産加工協			
	水産加工連			
融資機関	漁業協同組合			
	漁業協同組合連合会			
	水産加工協			
	水産加工連			
	農林中央金庫			
資金種類	1号 漁業資金			
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金			
	3号 漁場改良造成器具等資金			
	4号 漁具等資金			
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金	あさりの追加	放流用種苗の購入・育成資金の追加 くるまえば、ホタテ貝等の8種類を指定	放流用種苗にすずき、かさご、めばるを追加
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金			
	S49より7号 大臣特認資金	①海浜等環境活用施設資金の指定 ②漁村給排水施設資金の指定	①漁協の信用事業の機械化資金の指定 ②海浜等環境活用施設資金に民泊施設を追加	海浜等環境活用施設資金に屋内調理施設、遊漁船（貸付対象者は漁協）を追加
貸付限度額	漁協等	漁村給排水施設資金 12百万円		
	20トン以上漁船資金借受者			
	20トン未満漁船資金借受者			
	養殖業個人			
	その他の漁業者			
償還期限	1号 漁船資金			漁船15年(木船 9年) 機器 7年
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金			
	3号 漁場改良造成器具等資金			
	4号 漁具等資金			
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金	漁村環境整備施設資金 20年		
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金			
	S49より7号 大臣特認資金	漁村給排水施設資金 15年		
据置期間	1号 漁船資金			
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金			
	3号 漁場改良造成器具等資金			
	4号 漁具等資金			
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金			
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金			
	S49より7号 大臣特認資金	漁村給排水施設資金 3年		

漁業近代化資金制度の変遷

	4	5	6	7
借受資格者	漁業者個人			
	漁業生産組合			
	漁業法人			
	水産加工業（個人）			
	水産加工業（法人）			水産加工業法人 (300人以下又は、資本金1億円以下)
	漁業協同組合			
	漁業協同組合連合会			
	水産加工協			
	水産加工連			
				団体、法令で定めるもの (水産振興交易法人)
融資機関	漁業協同組合			
	漁業協同組合連合会			
	水産加工協			
	水産加工連			
	農林中央金庫			
資金種類	1号 漁業資金			漁船資金（130トン未満） (大臣が指定した場合はそのトン数)
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金		水産物販売施設を追加	
	3号 漁場改良造成器具等資金			
	4号 漁具等資金			
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金	養殖用種苗にニベを追加		養殖用種苗にハタを追加
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金			
	S49より7号 大臣特認資金	遊漁船 貸付対象者に個人、法人を追加		
貸付限度額	漁協等		漁家民宿施設資金 18百万円	漁協等 1200百万円
	20トン以上漁船資金借受者			20トン以上漁船資金借受者 360百万円
	20トン未満漁船資金借受者			20トン未満漁船資金借受者、生産組合、漁業法人、水産加工業者、養殖業個人 18百万円 (大臣が承認した場合にはそのトン数)
	養殖業個人			20トン未満漁船資金借受者、生産組合、漁業法人、水産加工業者、養殖業個人 90百万円
	その他の漁業者		漁業（20トン未満漁船を使用する者に限る） 養殖業又は水産加工業のいずれか2以上を併せ営むもの 100百万円	その他の養殖業者 18百万円 (大臣が承認した場合はその承認額)
償還期限	1号 漁船資金			
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金		漁船漁具保管修理施設等資金 漁協等 20年	
	3号 漁場改良造成器具等資金			
	4号 漁具等資金			
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金			
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金			
	S49より7号 大臣特認資金			
据置期間	1号 漁船資金			
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金			
	3号 漁場改良造成器具等資金			
	4号 漁具等資金			
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金	種苗の購入・育成資金 (農林水産大臣の指定するものにあつては3年)		
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金			
	S49より7号 大臣特認資金			

漁業近代化資金制度の変遷

	8	9	10	11	12
借受資格者	漁業者個人				
	漁業生産組合				
	漁業法人				
	水産加工業（個人）				
	水産加工業（法人）				
	漁業協同組合				
	漁業協同組合連合会				
	水産加工協				
	水産加工連				
融資機関	漁業協同組合				
	漁業協同組合連合会				
	水産加工協				
	水産加工連				
	農林中央金庫				
資金種類	1号 漁業資金				
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金				
	3号 漁場改良造成器具等資金				
	4号 漁具等資金				
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金		放流用種苗にたい、ひらめ、 わたりがにを追加	養殖用種苗にいわがに、いがい等を追加 放流用種苗にいわがにを追加	養殖用種苗にさばを追加 養殖用種苗のとこぶし、うばがい削除
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金				
	S49より7号 大臣特認資金	密漁監視施設資金の指定	①水産業労働力確保施設資金 ②漁協経営強化機器整備資金	特定の漁家住宅に配偶者未定の満25歳以上 の漁業後継者を追加	給排水施設資金に 屋内施設を追加
貸付限度額	漁協等	特定の漁家住宅資金 18百万円		漁家民宿施設資金 40百万円	
	20トン以上漁船資金借受者				
	20トン未満漁船資金借受者				
	養殖業個人				
	その他の漁業者				
償還期限	1号 漁船資金				
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金				
	3号 漁場改良造成器具等資金				
	4号 漁具等資金				
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金				
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金				
	S49より7号 大臣特認資金		水産業労働力確保施設資金 15年 漁協経営強化機器整備資金 10年		
据置期間	1号 漁船資金				
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金				
	3号 漁場改良造成器具等資金				
	4号 漁具等資金				
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金				
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金				
	S49より7号 大臣特認資金		水産業労働力確保施設資金 3年 漁協経営強化機器整備資金 2年		

漁業近代化資金制度の変遷

		13	17	25	27	28
借受資格者	漁業者個人					
	漁業生産組合					
	漁業法人					
	水産加工業（個人）					
	水産加工業（法人）					
	漁業協同組合					
	漁業協同組合連合会					
	水産加工協					
	水産加工連					
融資機関	漁業協同組合					
	漁業協同組合連合会					
	水産加工協					
	水産加工連					
	農林中央金庫					
資金種類	1号 漁業資金					
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金					
	3号 漁場改良造成器具等資金					
	4号 漁具等資金					
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金	養殖用種苗にすぎを追加 養殖用種苗のいがいを削除				
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金					
	S49より7号 大臣特認資金		漁協経営強化機器整備資金を漁協基盤強化機器整備資金に変更	漁協基盤強化機器整備資金を削除		
貸付限度額	漁協等					限度額特任 国→県に変更
	20トン以上漁船資金借受者					
	20トン未満漁船資金借受者					
	養殖業個人					
	その他の漁業者					
償還期限	1号 漁船資金				漁船 15年→20年 大型定置網 5年→10年に変更	
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金					
	3号 漁場改良造成器具等資金					
	4号 漁具等資金					
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金					
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金					
	S49より7号 大臣特認資金		漁協経営強化機器整備資金を漁協基盤強化機器整備資金に変更	漁協基盤強化機器整備資金を削除		
据置期間	1号 漁船資金					
	2号 漁船漁具保管修理施設等資金					
	3号 漁場改良造成器具等資金					
	4号 漁具等資金					
	5号 漁村環境整備施設資金 S49より種苗の購入・育成資金					
	6号 大臣特任資金 S49より漁村環境整備施設資金					
	S49より7号 大臣特認資金		漁協経営強化機器整備資金を漁協基盤強化機器整備資金に変更	漁協基盤強化機器整備資金を削除		